



岡山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金

のご案内

宿泊施設における感染症対策や前向き投資を支援します！

対 象 者	岡山県内で宿泊施設を経営する宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者をいう。) ※ 「旅館・ホテル」、「簡易宿所」、「下宿」のいずれかの許可が必要です。 ※ 『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除きます。 ※ この他にも要件がありますので、詳しくは募集要項をご確認ください。
---------------------	---

対 象 事 業	①感染症対策に資する物品の購入等 宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する感染拡大防止策に必要なとなる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費 ②前向き投資に要する経費 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応するための取組に要する経費
-----------------------	--

対象事業	対象経費の例	補助率等	対象期間
①感染症対策に資する物品の購入等 	◇設備改修 ■密集、密接又は密閉を回避するための部屋や空調設備の改修工事 等 ◇機器類購入等 ■サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーテーション、遮蔽用アクリル板、CO₂濃度測定器 エアコン 等 ■設備等のリース・レンタル料 等 ◇必需品購入 ■マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール アルコール消毒液、使い捨て食器類 等	◇補助率 $1/2$以内 * (注1) ◇補助限度額 * (注2) ・上限額 500万円 ・下限額 10万円	令和2年 5月14日) 以降 令和4年 1月31日 完了 * (注3) 支払済の物品 実施済の事業 も対象！

- * (注1) 募集期間終了後、宿泊事業者からの交付申請額の総計が予算額を超えた場合、予算額内になるよう補助上限額の減額や、補助率の引き下げを行うことがあります。
- * (注2) 1宿泊施設(旅館業法の許可単位に基づく。)ごとの限度額です。
実施済及び今後実施予定の事業は、**別々に申請**してください。ただし、複数の事業を実施した場合であっても、補助限度額は各事業への個別補助ではなく、1宿泊施設のすべての事業を合算した額に適用されます。
- * (注3) すでに実施済の事業については領収書等、補助対象経費に対する支出であることが分かる証拠書類の提出が必要です。

募集期間 : 令和3年7月15日(木)～8月31日(火)(最終日17:00必着)

※ 感染拡大防止のため、原則郵送により提出してください。

※ 申請書類をすべて揃えた上で、**追跡可能な送付方法**(簡易書留等)で提出してください。

【詳細は募集要項をご覧ください】

URL : https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/info_detail/show/616.html



公益財団法人

岡山県産業振興財団

＜お問い合わせ・申請書提出先＞

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 新型コロナウイルス特別対策室

TEL : 086-286-9693 FAX : 086-286-9627

E-mail : kbhojo@optic.or.jp URL : <https://www.optic.or.jp>

